平成２３年（フ）第９９７号
福岡市博多区博多駅南５丁目10番18号
破産者　株式会社Ｔ－Ｓｐｉｒｉｔ
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０４１号
福岡県大野城市雑餉隈町２丁目５番９号
破産者　有限会社ネクスト
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２３４号
札幌市東区北６条東２丁目３番１号　キムラビル
破産者　株式会社アートマーケット
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５５３号
茨城県水戸市泉町３丁目１番36号
破産者　株式会社リーディングエッジ
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７７３号
茨城県鉾田市子生295番地
破産者　有限会社佐藤庄衛商店
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３５７号
茨城県ひたちなか市大字東石川3587番地の12
破産者　有限会社エーブイ企画
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第１００２号
栃木県栃木市藤岡町大前1850番地６
破産者　青木　秀夫
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０２号
栃木県日光市御幸町575番地
破産者　近嵐　光徳
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８０号
栃木県大田原市中央２丁目13番１号
破産者　株式会社中央管財（旧商号株式会社岩井屋）
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８１号
栃木県大田原市中央２丁目13番１号
破産者　青柳　能明
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４３３号
栃木県宇都宮市細谷町755番地２
破産者　小澤　貞夫
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４５８号
栃木県宇都宮市清原台２丁目６番２号
破産者　有限会社佐藤商事
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４５９号
栃木県宇都宮市清原台２丁目６番２号
破産者　佐藤　京子
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９８号
三重県津市大門26番26号、前本店所在地三重県伊勢市吹上１丁目４番16号
破産者　ナカオ株式会社（旧商号株式会社クレスト）
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７７号
三重県津市岩田20番24号
破産者　中川　秀男
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７８号
三重県津市岩田20番24号
破産者　中川　敦子
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７９号
三重県津市岩田20番24号
破産者　中川　裕之
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８９号
大津市日吉台４丁目５番13号
破産者　有限会社花みずき染匠
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３７号
愛知県春日井市白山町５丁目11番地７
破産者　有限会社こうじや
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３０１号
秋田市川尻御休町５番５号
破産者　有限会社明久建設工業
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４３号
福島市上町３番４コマ福島ビル
破産者　株式会社伊東建築設計事務所
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所